

輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

■車内事故防止の対策

- ・発車，停車時における車内の安全確認，マイク案内の励行
- ・毎年7月の車内事故防止強化月間における点呼・社内通達による乗務員への事故防止徹底及び市広報・車内掲示を活用した利用者への注意喚起と協力要請

■健康起因による事故防止の対策

- ・健康診断結果に基づく要再検者の治療状況の確認
- ・睡眠時無呼吸症候群（S A S）の検査
- ・インフルエンザ予防接種費用の補助
- ・ストレスチェック

■運転記録証明書取得

広島県交通安全協会トライ・ザ・セーフティ実施時，入社時など定期的に行い，違反歴の有無の確認と日ごとの乗務員指導に活用し，乗務員に安全に対する一層の自覚を促しています。

■出勤点呼時における体温測定の実施

非接触型体温計を設置し，出勤時の点呼の際に測定して，健康起因の事故防止に努めています。

■運輸安全マネジメント評価の実施

国土交通省の認定を受けた第三者機関である独立行政法人自動車事故対策機構による運輸安全マネジメント評価を受け，総評として経営トップが輸送の安全性の向上に向け主体的に取り組んでいることや情報伝達及びコミュニケーションの確保を図り，現場の声を安全性の向上等に反映させていることが評価されました。

■貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定

公益社団法人日本バス協会が，貸切バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取組状況について評価・認定を行うために設立した貸切バス事業者安全性評価認定委員会から，一ツ星（★）の認定を受けました。